

問 I - 9 - ④ (公益認定申請先行政庁による審査基準の違い)

公益認定の申請先が国か都道府県かで、審査基準に違いがあるのでしょうか。

答

- 1 新たな公益法人制度では、主務官庁制を廃止し、法人を所管する行政庁については、2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する公益法人、公益目的事業を2以上の都道府県の区域内において行う旨を定款で定める公益法人の所管は内閣総理大臣とし、それ以外の公益法人はその事務所が所在する都道府県知事の所管とするよう、内閣総理大臣と都道府県知事の分担について定めをおいています（公益法人認定法第3条）。
- 2 公益認定については、公益法人認定法が認定の要件を詳細に法定するとともに、国及び都道府県の全行政庁が公益認定等ガイドライン（注）を審査基準としています。申請法人についての具体的な認定の判断は、内閣府又は都道府県に置かれる民間有識者から成る合議制の機関（内閣府の場合は「公益認定等委員会」）の意見に基づいて行われますが、この点に関しては、制度の運用に当たって、国と都道府県とで重大な方針の食い違いや不均衡が生じることのないよう、国と都道府県の間で相互に緊密な連携を図ることとしています。  
（注）「公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）」（平成20年4月11日 内閣府公益認定等委員会決定、10月10日改正）
- 3 このように、今回の制度改革により、行政庁については、外形的に判断される基準に基づいて内閣総理大臣か都道府県知事かに振り分けられ、同じように民間有識者から成る合議制の判断主体が、同じ審査基準を用いて公益認定等を行っていく仕組みに改められています。したがって、公益認定の申請先が国か都道府県かによって、審査基準に違いがあるわけではありません。

（参照条文）

公益法人認定法第3条 この法律における行政庁は、次の各号に掲げる公益法人の区分に応じ、当該各号に定める内閣総理大臣又は都道府県知事とする。

- 一 次に掲げる公益法人 内閣総理大臣
  - イ 二以上の都道府県の区域内に事務所を設置するもの
  - ロ 公益目的事業を二以上の都道府県の区域内において行う旨を定款で定めるもの
  - ハ 国の事務又は事業と密接な関連を有する公益目的事業であって政令で定めるものを行うもの
- 二 前号に掲げる公益法人以外の公益法人 その事務所が所在する都道府県の知事